

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市まちづくり総合計画 第2期中期プラン	<p>【目的】 花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像を実現するために、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や主要事業、数値目標を示す。</p> <p>【内容】 計画期間における、重点戦略、政策別プラン（各政策の方針、成果指標、各施策の目指す姿、現状と課題、施策の方向、成果指標、主要事業）、主要事業計画、財政見通し</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成29年度から平成31年度</p> <p>【策定根拠】 花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン</p>	キ 特に必要		
2	市民のための交通安全推進指針	<p>【目的】 国及び県が策定する第10次交通安全計画を基に、本市の交通安全について社会情勢や交通事故の状況の変化等に柔軟に対応し、行政と市民・関係団体の協働により交通安全活動を推進するため、本指針を策定する。</p> <p>【内容】 ・指針の基本的な考え方 ・指針の体系 ○推進スローガン ○目標 ○活動の柱 ○活動内容</p> <p>【区分】 指針</p> <p>【計画期間】 平成28年度～平成32年度</p> <p>【関係法令】 交通安全対策基本法第26条の規定により市の交通安全計画の策定については努力義務となったところであるが、交通安全の推進のための指針として定めるもの。</p>	ア 計画		

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
3	花巻市空家等対策計画	<p>【目的】 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が取り組む空家等対策の中長期的な方針を示す。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の対象区域</li> <li>・空家等の種類</li> <li>・基本的な方針</li> <li>・計画の期間</li> <li>・空家等の調査</li> <li>・所有者等による空家等の適切な管理の促進</li> <li>・空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進</li> <li>・特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処</li> <li>・住民等からの空家等に関する相談への対応</li> <li>・空家等に関する対策の実施体制</li> <li>・その他空家等に関する対策の実施</li> </ul> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度～平成32年度</p> <p>【関係法令】 空家等対策の推進に関する特別措置法により市町村は、空家等に関する対策について計画を定めることができる。</p>	ア 計画		
4	花巻市子ども読書活動推進計画	<p>【目的】 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資すること。</p> <p>【内容】 子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校及び行政などがそれぞれ担うべき役割や取り組みを定める。</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成29年度～平成33年度</p> <p>【関係法令】 子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく努力義務</p>	ア 計画		

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市まちづくり総合計画第2期中期プラン	対象区分	特に必要と認められるもの
対象の内容	【目的】花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像を実現するために、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や主要事業、数値目標を示す。 【内容】重点戦略、政策別プラン(各政策の方針、成果指標、各施策の目指す姿、現状と課題、施策の方向、成果指標、主要事業)、主要事業計画、財政見通し 【区分】実施計画 【計画期間】平成29年度から平成31年度 【策定根拠】花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン		

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	その他適切と判断される方法
名称	関係団体等からの意見聴取
時期及び回数	11月 各1回
方法や時期を選択した理由	長期ビジョンや第1期中期プラン(平成26~28年度)の策定時についても、下記機関からの意見聴取を行っているため選択。
対象者(対象地域)	花巻市総合計画審議会、花巻市地域自治推進委員会、花巻市大迫地域協議会、花巻市石鳥谷地域協議会、花巻市東和地域協議会
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。

方法②	意見交換会の開催
名称	市民説明会
時期及び回数	11月 4カ所各1回
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。 素案の調整期間を考慮して、上記の時期を選択した。
対象者(対象地域)	全市民を対象として実施する。
周知方法及び時期	広報はなまきに掲載するとともに、市ホームページに掲載する。 素案については、事前周知を図るため、説明会開催前に秘書政策課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各市立図書館に備え付ける。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等					●				●				●	
方法①							●→	●→●→●→●→	●→●→●→●→				●	
方法②						●→	●→	●→●→●→●→	●→●→●→●→					

## 市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

## 市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	市民のための交通安全推進指針	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】国及び県が策定する第10次交通安全計画を基に、本市の交通安全について社会情勢や交通事故の状況の変化等に柔軟に対応し、行政と市民・関係団体の協働により交通安全活動を推進するため、本指針を策定する。</p> <p>【内容】・指針の基本的な考え方 ・指針の体系 ○推進スローガン ○目標 ○活動の柱 ○活動内容</p> <p>【区分】指針</p> <p>【計画期間】平成28年度～平成32年度</p> <p>【関係法令】交通安全対策基本法第26条の規定により市の交通安全計画の策定については努力義務となったところであるが、交通安全の推進のための指針として定めるもの。</p>		

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	その他適切と判断される方法	方法②	パブリックコメントの実施
名称	関係団体等からの意見聴取	名称	市民のための交通安全推進指針（素案）パブリックコメント
時期及び回数	9月中旬及び11月中旬	時期及び回数	10月上旬から11月上旬（1か月間）
方法や時期を選択した理由	広く交通安全関係者より意見を伺うため。時期については、9月に素案かかる意見交換会を開催、意見交換会とパブリックコメントの意見を集約し、11月に意見交換会を開催。	方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し選択した。
対象者（対象地域）	花巻市交通安全対策協議会構成員（行政機関、旅客運送団体等、交通安全関係団体、市民団体、地域代表、自動車運送団体、教育関係者、市関係課等）	対象者（対象地域）	全市民を対象として実施する。
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	周知方法及び時期	広報はなまき9月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付ける。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等					●	→				●	→			
方法①							●	→	●	→	●	→		
方法②						●	→	●	→	●	→			

素案の作成

実施 意見の整理

実施 意見の整理 結果の公表

広報・HPにより周知

実施 結果の公表

## 市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

## 市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由

反映しなかった内容とその理由

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市空家等対策計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が取り組む空家等対策の中長期的な方針を示す。</p> <p>【内容】・計画の対象区域 ・空家等の種類 ・基本的な方針 ・計画の期間 ・空家等の調査 ・所有者等による空家等の適切な管理の促進 ・空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 ・特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処 ・住民等からの空家等に関する相談への対応 ・空家等に関する対策の実施体制 ・その他空家等に関する対策の実施</p> <p>【区分】基本計画</p> <p>【計画期間】平成28年度～平成32年度</p> <p>【関係法令】空家等対策の推進に関する特別措置法により市町村は、空家等に関する対策について計画を定めることができる。</p>		

2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	その他適切と判断される方法
名称	関係団体等からの意見聴取
時期及び回数	4月下旬・6月中旬 2回
方法や時期を選択した理由	空家等対策の推進に関する特別措置法により、計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために協議会を組織することができることとされている。聴取結果を案に反映させるため上記の時期を選択した。
対象者(対象地域)	空家等対策協議会(岩手県土地家屋調査士会花巻支部、花巻市地域婦人団体協議会、岩手県宅地建物取引業協会花巻支部、好地地区まちづくり委員会、花巻市消防団、岩手県建築士会花巻支部、岩手県司法書士会、県南広域振興局、区長会)
周知方法及び時期	開催日の2週間前以上前に郵送により通知する。

方法②	パブリックコメントの実施
名称	空家等対策計画(案)パブリックコメント
時期及び回数	5月中旬から6月中旬(1か月)
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。時期については、パブリックコメント後の意見集約及び意見を計画に反映させる期間を考慮し選択した。
対象者(対象地域)	全市民を対象とし実施する。
周知方法及び時期	広報はなまき5月15日号に掲載するとともに市ホームページに掲載する。案については、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付ける。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等	●————→ 案の策定													
方法①		●→ 空家等対策協議会		●→ 空家等対策協議会	●→ 結果の公表									
方法②		●→ 広報掲載・HP周知	●→ 実施		●→ 意見の整理・結果の公表									

## 市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

## 市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である  <input type="checkbox"/> 検討の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input checked="" type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

## 1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市子ども読書活動推進計画	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資すること。</p> <p>【内容】子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校及び行政などがそれぞれ担うべき役割や取り組みを定める。</p> <p>【区分】基本計画</p> <p>【計画期間】平成29年度～平成33年度</p> <p>【関係法令】子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく努力義務</p>		

## 2 選択した市民参画の方法について記入してください。

方法①	その他適切と判断される方法
名称	子ども読書活動推進計画検討委員会
時期及び回数	12月中旬から3月上旬 3回
方法や時期を選択した理由	子どもの読書活動の推進に関する法律により、学校、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めることとされている。意見等を素案に反映させるため、上記の時期を選択した。
対象者(対象地域)	花巻市校長会、市内私立高等学校、岩手県中部教育事務所 花巻地区私立幼稚園協議会、花巻地区法人立保育所協議会 読み聞かせボランティア団体、PTA、保護者、公募、市立図書館協議会
周知方法及び時期	

方法②	パブリックコメントの実施
名称	花巻市子ども読書活動推進計画パブリックコメント
時期及び回数	1月中旬から2月中旬（1カ月間）
方法や時期を選択した理由	多くの市民が意見を述べやすい方法として選択。 時期については、パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を計画へ反映させるための十分な検討期間を考慮し、選択した。
対象者(対象地域)	全市民を対象として実施する。
周知方法及び時期	広報はなまき12月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。 素案については、当館及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付ける。

## 3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
策定等								●	→	●	→	●	→	●
								前計画の振り返り・素案作		素案検討		計画案検討		策定
方法①								●	→	●	→	●	→	●
								委員公募広報掲	公募委員選考	実施		実施	実施	結果の公表
方法②								●	→	●	→	●	→	●
								広報掲載	依頼・資料準備	広報・HPIにより周知		実施	意見の整理・結果の公表	



No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 番号法第9条第2項により花巻市が個人番号（マイナンバー）を独自利用する事務を条例に規定するため、所要の改正を行おうとするもの。</p> <p>【内容】 以下について、番号法を独自利用する事務として規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務</li> <li>高齢者の日常生活用具給付に関する事務</li> <li>高齢者の住宅改造事業費補助に関する事務</li> <li>身体障害者の住宅改造事業費補助に関する事務</li> <li>社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減措置に関する事務</li> <li>定住促進住宅の管理に関する事務</li> </ul> <p>【議会及び施行日】予定 ①議会提案 平成28年6月議会 ②施行日 平成28年6月（公布の日）</p>	対象外		条例改正により、個人番号を利用すると定めた事務の申請等手続きの際、既に番号法で定められている社会保障・税関係の事務と同様に、市民に個人番号の提供を求める（申請書等に個人番号を記入してもらう。）こととなるが、添付書類の削減に繋がるなど利便性の向上に資するものであり、これをもって市民生活に重大な影響を与えるとは言いえないため。
2	花巻市地域防災計画	<p>【目的】 災害対策基本法の規定に基づき、花巻市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画</p> <p>【内容】 浸水想定区域の変更にかかる文言の修正</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成28年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 災害対策基本法第42条 ※平成28年3月の岩手県地域防災計画の変更により花巻市地域防災計画を見直しするもの。</p>	ア 計画	ア 軽微	水防法の改正に基づき変更となる浸水想定区域の変更にかかる文言の修正であるため
3	花巻市水防計画	<p>【目的】 水防法の規定に基づき、大雨及び洪水時の火災の警戒・防御、市民の生命、身体、財産を災害から保護、被害を軽減するための計画</p> <p>【内容】 浸水想定区域の変更</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成28年度～)</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 水防法第33条第1項 ※平成28年度中に浸水想定区域の変更（国土交通省より公表）により花巻市水防計画を見直しするもの。</p>	ア 計画	ウ 法令の 規定	水防法の改正に基づき、浸水想定区域を国が指定する地域に変更（拡充）するものであるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	花巻市事業継続計画	<p>【目的】 災害時に重要業務を継続するため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定めるための計画</p> <p>【内容】 非常時優先業務の概要、執行体制の確立、執務環境の確保等</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 設定なし(平成28年度～)</p> <p>【関係法令】 災害対策基本法</p>	対象外		花巻市地域防災計画において事業継続対策に関する重要事項を定めており、本計画は細目的な部分を含めた実施計画であるため。
5	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1)軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備 (2)法人市民税法人税割の税率の改正 (3)軽自動車税の環境性能割の創設 (4)軽自動車税グリーン化特例の延長 (5)固定資産税の課税標準の特例割合について新たに規定</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月定例会 ②施行日 平成29年4月1日※原則</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の 規定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
6	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1)独立行政法人労働者健康福祉機構の名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに固定資産税の非課税の適用範囲の規定 (2)固定資産税の非課税に規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者の追加</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の 規定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
7	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1)国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額 52万円 ⇒ 54万円 後期高齢者支援金等課税額に係る限度額 17万円 ⇒ 19万円 (2)軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を改める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月定例会 ②施行日 平成28年4月1日施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	工 務 権 利	ウ 法 令 の 規 定	地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。
8	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	<p>【目的】 農業経営基盤強化促進法に基づき、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために策定</p> <p>【内容】 新たな「食料・農業・農村基本計画」（国）、いわて県民計画第3期アクションプラン（県）及び関連法改正にあわせて、以下について見直し ・国・県の動向を踏まえた表現への修正 ・農業経営の指標の修正（県方針と合致） ・農地の利用集積に関する目標の修正（県方針と合致）</p> <p>【区分】 基本構想</p> <p>【計画期間】 平成28年度～平成37年度</p> <p>【関係法令】 農業経営基盤強化促進法により市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる。</p>	ア 計 画	ア 軽 微	国の関連法改正及び県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴う軽微な変更であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
9	花巻市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 東日本大震災復興特別区域法の一部改正されたことから、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内における、施設や設備の新設、増設に係る固定資産税の課税免除の適用期間を平成29年3月31日に延長する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月定例会 ②施行日 平成28年6月（公布の日）施行</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 東日本大震災復興特別区域法 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		東日本大震災復興特別区域法の一部改正により、適用期間が平成29年3月31日まで延長されることとなったことに伴い、市条例の改正を必要としているため。
10	花巻市駐車場条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 新花巻駅西駐車場（有料）に新たな駐車エリアを追加し、有料駐車場としての運用を行う。</p> <p>【内容】 新花巻駅西駐車場（有料）に新たな駐車エリア（旧第2無料駐車場 胡四王一丁目4-1）を追加する。</p> <p>【議会及び施行日（予定）】 ①議会提案：平成28年6月定例会 ②施行日：平成28年9月1日施行</p>	対象外		使用料に関する改正であるため。 （無料駐車場を有料駐車場に変更）
11	花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 旧教員住宅を活用するため、修繕し定住促進住宅とし、新規就農者等の住居として活用する。</p> <p>【内容】 旧教員住宅を、新たに定住促進住宅として規定する。</p> <p>【議会・施行日（予定）】 ①議会提案：平成28年6月定例会 ②施行日：平成28年7月1日</p>	対象外		U・Jターン者の定住支援のための改正であり、市民への影響が生じないため。
12	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 未就学児及び妊産婦について、現物給付実施に伴う改正を行う。</p> <p>【内容】 未就学児及び妊産婦を対象として、医療機関での窓口負担を軽減する現物給付を実施するため規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月定例会 ②施行日 平成28年8月1日</p>	対象外		県内市町村において一斉に実施されるものであり、医療機関での窓口負担が軽減されるものであるため
13	花巻市振興センター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 施設の有効活用を図るため改修を行うことから所要の改正を行う（外川目振興センター）。</p> <p>【内容】 設備等の使用対象に「調理実習室」を加えるとともに、施設使用料を見直しする。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年9月議会 ②施行日 平成28年10月1日（予定）</p>	対象外		施設改修（外川目振興センター）に伴う改正であり、使用対象の追加と使用料見直しであるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
14	大迫多目的広場条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 施設の有効活用を図るため改修を行うことから所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 ステージ及び芝広場等の整備に合わせ名称等を改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月議会 ②施行日 平成28年9月1日</p>	対象外		施設改修に伴い条例の名称変更等の改正をするものであるため。
15	花巻市消防計画	<p>【目的】 消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動の万全を期するための計画</p> <p>【内容】 花巻市消防団組織の人事異動に伴う第2章第2節事務機構の人員数の修正並びに第3章消防力の整備計画第1節消防力の現況の人員数の修正</p> <p>【区分】 基本計画</p> <p>【計画期間】 平成28年6月一部改正</p>	ア 計画	工 執行 機関 内部	花巻市消防団組織の人員数の修正のみであるため
16	花巻市立保育所設置条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 保育に関する課題解決のため策定した花巻市公立保育園再編指針に基づく、公立保育園の民営化により所定の改正を行う。</p> <p>【内容】 民営化する保育園を削除するもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年12月定例会（または平成29年3月） ②施行日 平成29年4月1日施行</p>	対象外		平成27年度策定した花巻市公立保育園再編指針に基づく実施計画により、必要となる改正であるため *花巻市公立保育園再編指針は、平成27年度市民参画の手続きにより策定した。
17	花巻市公園条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 大迫町大迫地内の農村義民公園の位置について、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 位置の表示を大迫町大迫第14地割25番地7から14地割25番地8に変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成28年6月定例会 ②施行日 平成28年8月1日</p>	対象外		公園の駐車場整備にあたり、用地を取得し分筆登記したことにより土地の地番が変わったことによる改正であるため。